

1. 職業訓練指導員養成に関する現状

指導員養成に対する指摘

行政刷新会議事業仕分け、省内仕分け、会計検査院等

① 養成課程における指導員就職が低いこと

当時（平成17～21年）の指導員就職率は8%～41%

② 4年の養成期間が長期であること

当時の養成課程については、高等学校卒業生等に対して4年のカリキュラムで実施

養成課程等の見直し (平成26年度～)

職業訓練指導員希望者に限った課程の創設

① 長期養成課程

→ 4年課程を廃止し、**最大2年**の長期間の養成課程

② 短期養成課程

→ 民間企業等の実務経験に応じた短期間の養成課程

職業訓練指導員の基礎となる技能・技術等を習得

○総合課程

→ 指導員養成課程とは別に学位取得を可能とする課程

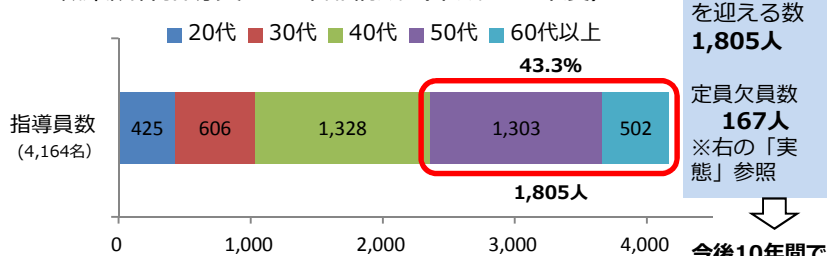
実績

4年間
268人^{※1}

※1 平成26年度～平成29年度の長期養成課程・短期養成課程修了生（平成29年度は見込）

2. 職業訓練指導員養成に関する今後の課題

・ 職業訓練指導員^{※2}の年齢構成（平成28年度）



※2 都道府県及び(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置する職業能力開発施設に勤務して職業訓練を担当している者。（認定訓練施設や矯正施設の職業訓練指導員を除く）

10年で定年を迎える数
1,805人

定員欠員数
167人
※右の「実態」参照

今後10年間で
約2,000人確保

今後は供給不足

課題

今後10年で約2,000人の安定確保

質の高い人材の育成

早期の現場配置

実態

募集に対する充足率
約75%**(未充足数167人)**
(686名募集519名採用(H26～28年度実績))

訓練職種によっては複数年採用
(応募)なし

人材育成施策の展開 (職業訓練指導員確保の重要性)

○働き方改革の推進や人材育成の強化等を通じた労働環境の整備・生産性の向上

- ・ 第4次産業革命に対応した人材育成
- ・ 生産性向上に資する企業内訓練等の推進

○女性、若者、障害者、高齢者等の多様な働き手の参画

- ・ 子育て女性や社会人のリカレント教育
- ・ 職場復帰の支援

職業訓練指導員の養成等に関する検討委員会（平成29年1月～9月）
(委員会メンバー：厚労省、都道府県及び機構)

検討事項

- ① 職業訓練指導員の認知度の向上
- ② 養成課程の検証及び見直しによる供給体制の整備
- ③ 職業訓練指導員免許に係る取得要件の見直し
- ④ 中長期的な職業訓練指導員の育成